令和６年度自治会長さんが決定しました

令和６年度自治会長さんが決まりましたのでお知らせします。
各地区・各自治会でのまとめ役として、１年間お世話になります。

布勢

佐白町 内田 慎次
上布施 恩田 昌実
八代西部 川本 英一
八代東部 内田 健二
八代本町 鐘撞 弘治
八代町 友塚 明
中村 石原 一志
馬駒上 中林 健治
馬駒下 内田 政己
上三所西部 陶澤 眞一
上三所中央 恩田 佳雄
上三所東部 吉川 耕治
土屋 吉川 修一

三成

上高尾 小池 光德
尾白 伊藤 憲治
下高尾 倉朝 松雄
美女原 槻若 泰成
上三成 植田 孝志
上三成中 水内 祐吉
上三成下 川西 江
上本町 木山 厚夫
本町下 石飛 俊美
大正町 山根 安泰
暮地 恩田 食晃
寺田 田中 隆修
川下 内田 雲達
中町 山田 崎雄
湯の原 山田 慎治
宮町 冨田 博
朝日町 福間 美直
矢谷 恩田 素男

亀嵩

下三所 内田 吉彦
石原・里田 糸原 順
角木・乙多田 藤原 大祐
滝の上 内田 明史
前布施 川角 健一
上分 佐藤 安則
西湯野 佐藤 秋男
中村土屋 昇
久比須 青木 進
谷奥 安部 和雄
亀嵩町 藤原 政明
梅木原 村上 輝
大内原 中林 武
簾 川西 誠
郡 萬田 輝夫
枕 赤名 一志
琴 槻光 次
高田 若

阿井

真地 藤原 快実
米原 山本 英貴
上町 安部 均
上阿井町 松本 健二
福原 丹波 祐司
平 長谷川 大祐
大 荒木 伸幸
下 高松 宏行
口 山本 宏二
東 高松 剛
崎 堀江 正樹
堀 倉根 利久
山 和 治
物 森 修
屋 桜 俊
根 林 幸
子 若 富美夫
川原 加納
鋳 幡

三沢

奥 森山 満治
奥湯谷 田都 充
上 堅田 深池 義盛
石川 上鞍掛 小高野 豊
原 下鞍掛 三沢町
谷下 原田 渡部 幸雄
石原 四日市 山田 守康
奥 朝倉 一幸
奥 河内 大吉 渡部 裕二
小 上鴨倉 源 健次
寄 下鴨倉 横山 哲也
藤原 尚樹 祥 寛

横田

食 浅津 弘義
曲 石原 直樹
大 岸本 三雄
六日市 吉川 孝司
大 市 里美
新 山根 佐俊
角町 岩 功秀
場 藤原
加 追根 谷 加納 信夫
山側 大谷 誠二
日向 神田 重雄
中側 安部 義人
山 籾 郡 田邊 敬司
福 頼 鐵池 淳
中 池 治美
山丁 安部 幸三
代県 堀江 渡部 吉高
山 川西 千原 泰治
古 市 松田 武彦
土 橋 石田 賢司
雨 川渡部 和敏
大谷本郷 松崎 邦之
八川本郷 景山 明
中 八川 小川 義人
小 八川新 宮 茂
奥 八川荒 木 正
坂 根 中 湯 登
三井野 川西 邦夫
（連絡員）

馬木

女 旭 唐桶 高壽
良 木 糸原 良彦
大馬木第1本郷 梅木 達也
大馬木第2本郷 藤原 利朗
堅田・野伏 船津 朋之
反 保 舟木 長
本 谷 松原 輝和
矢入・中原 内田 耕司
小森 長谷川 哲夫
小馬木本郷 糸原 大二郎

八川

やり 妹尾 悟志
五反田 安部 隆
樋口 伊藤 善國
蔵屋 土居 薫
稲田 藤原 治幸
原口 田邊 治生

令和６年度奥出雲町自治会長会連合会の構成が決定

5月10日、役場仁多庁舎で令和6年度奥出雲町自治会長会連合会が開催され、令和6年度の連合会の構成が次のとおり決定しました。

連合会長　石原　一志（布勢地区）
連合会副会長　景山　明（八川地区）

地区会長
内田　吉彦（三成地区）
渡部　裕二（三沢地区）
唐桶　高壽（馬木地区）
川西　誠（亀嵩地区）
大谷　誠二（鳥上地区）
加納富美夫（阿井地区）
岩佐　俊秀（横田地区）

自治会長永年勤続表彰

4月14日、自治会長会が開催され、永年にわたり自治会長として自治会運営にあたられた植田薫さん（三成地区前布施自治会）および枝木実徳さん（馬木地区大馬木第一本郷自治会）のお二方に糸原町長から感謝状が贈呈されました。

植田さんは自治会長として11年、三成地区自治会長会会長として6年、また自治会長会連合会副会長として5年の永きにわたり地域の振興と発展に尽力されました。

枝木さんは平成22年から14年間にわたり自治会長として町政発展、地域活性化に尽力されました。

枝木さんは、「副自治会長も含めると20年、地元の皆さんに協力いただいてなんとかやってこれました」と所感を述べられました。

▲枝木実徳さん

奥出雲町国営農地開発事業負担金に関する第三者委員会から答申がありました

国営農地開発事業負担金の消滅時効成立の事案について、事案の経過、原因の調査並びに検証及び再発防止のため第三者委員会を設置しました。昨年8月17日に糸原町長から諮問をし、7回の委員会が開催され、調査検討を重ねてきました。3月5日、役場仁多庁舎において、津田委員長から糸原町長に答申書が手交されました。この答申を受け、町では今後、再発防止対策を進めてまいります。答申の内容は町ホームページに掲載します。

【再発防止のための取り組み】

（日々の業務の取り組みについて）

◆関係法令や規定等の根拠を確認し、それに基づく点検作業を徹底するとともに、複数職員によるチェックを強化します。

（職員の研鑽について）

◆業務に必要な知識やノウハウの習得を図るため、定期的に債権管理業務に関する研修を受講します。

（債権の管理について）

◆県の債権管理マニュアルを活用するとともに個別債権に応じた手順書を作成し、適切な管理を行っていきます。

◆法令に基づき、必要に応じて財産調査や強制徴収などの適切な対応を実施していきます。

◆法令や業務の手続き等の情報共有を行い関係部署間の連携を強化し、適切な管理につなげていきます。

◆必要に応じて専門家等へ相談し、適切な対応を確認します。また、相談事例は関係部署間で共有し、全庁的なノウハウの蓄積につなげていきます。

（国営農地利活用施策の推進について）

◆開発農地で作付実績のある農作物の生産面積の拡大につなげていきます。

◆適作物について情報収集と検討を行い、栽培を進め遊休農地の解消を図っていきます。

◆開発農地の賃貸借について、土地所有者と耕作者希望者のマッチングを進め、農家所得の確保に努めます。

▲津田委員長から答申書が手渡されました